



読者のためのページです。

酪農関係のご質問、ご感想、本誌に  
対するご意見など、どしどしお寄せ下  
さい。

また、経営の概要、試作試験、ロー  
カルニュースなどもお知らせ下さい。  
この分の掲載には薄謝を呈します。

### 集約牧野造成事業とは

問 牧草と園芸第十巻第六号（昭和三十  
七年秋季特集号）に「あなたの地方で草地  
造成がこの位計画されている」の記事が掲  
載され、昭和三十七年度集約牧野改良地面  
積として、当大分県三五〇畝が計画されて  
いるとありましたので、当地農業改良普及  
員に問い合わせましたが全く不明です。こ  
の事業はどのようなものでしょうか、また  
いかなる手続をとったら良いでしょうか、また  
詳細にご教示下さい。

（大分県西国東郡 小弘 勇）

答 国の行なっている草地改良事業には  
どんなものがあるか、簡単に解説申し上げ  
ましょう。

#### 一 集約牧野造成事業

○昭和二十八年度から「高度集約牧野改良  
事業」として始まり  
○昭和三十一年度「高度集約牧野展示施設

設置事業」は変わる  
○昭和三三、三四年度再度「高度集約牧  
野造成改良事業」となる

○昭和三五年度「高度」を除き「集約牧  
野造成事業」となる

○昭和三十七年度に至り「小規模草地改良  
事業」と改称

この事業は乳牛の飼養合理化を主たる目  
的として牧草導入により牧野を高位生産草  
地化する事業で

(イ) 利用部落ちから二ギ以内、または一時  
間以内往復し得る距離にあるもの

(ロ) 依存家畜、とくに乳牛密度が高いも  
の

(ハ) 改良事業の実施が技術的経済的に可  
能であるもの

(ニ) 資金計画の面で、補助残額と、補助  
対象事業外の改良事業費について、資金措  
置が講ぜられると認められるもの

(ホ) 管理機構が確立されており、かつ改  
良効果の増大を期待し得る維持管理に関す  
る規程のあるものを対象とし、次の基準及  
び条件を具備するものに対し補助金を交付  
して、事業を実施することにしております

#### 1 事業採択基準

##### (イ) 対象牧野

集約地域内、または知事が酪農振興上緊  
要と認める地区内に所在する牧野で、地方  
公共団体または農協が所有権または維持管  
理に関する委託契約等に基づいて管理する  
公共利用または共同利用の牧野であるこ  
と。

なお地方公共団体または農協が牧野の維  
持管理を所有権者および使用収益権者との  
委託契約等によっておこなうについては少  
なくとも、

(ロ) 当該土地は六年以上牧野として利用  
するものであること

(ハ) 牧野の利用および維持管理は管理規  
程その他管理者の指示するところにしたが  
うものであること

(ニ) 契約違反に対する措置（損害賠償等）  
などの事業が明らかにされているものであ  
ること

#### (2) 所業主体

補助事業を行なうものは当該牧野を管理  
する地方公共団体、または農協と次に該  
当するもの。

(イ) 事業計画面積がおおむね二〇畝以上  
あること（開拓付帯地の場合は五畝以上）  
但し改良実施面積を含めることも出来る

(ロ) 事業計画面積を構成する牧野は同一  
地区内の五〜八団地以内

#### (3) 事業面積

年間補助事業面積はおおむね五畝以上と  
し、原則として単年度事業とし、特に必要  
の場合は継続事業とする場合もあるがその  
限度は当該年度予算の六〇％以内とする。

#### 2 事業採択条件

(イ) 補助事業実施後三カ年以内で実施面  
積、改良面積を含めて二〇畝以上の改良を  
完了する計画があつて、その中補助対象と  
なるものが一〇畝以上（開拓付帯地の場合  
は二・五畝）であること

(ロ) 改良後六カ年間分当たり平均生常二  
二・五ト以上の生産確保の管理規定がある  
こと

(ハ) 利用者は管理規定を遵守すること

(ニ) 牧野管理規定の形式は農協法第二九  
条の規定に基づく契約により設定すること

(ホ) 事業着手前に土壌調査が完了してい  
ること

(ハ) 草地の造成改良およびその後六カ年  
間の維持管理に要する経費の総額が、その  
事業によって増産される牧野の総量中に含

項 目	事業の種類	補助率	当標準額	摘 要
設計指導監督事務費	旅費、その他	二分の一以内	一、二五〇	総事業費の三分の二分の一
改良事業費	障害物除去、起土整地費 土壌改良資材費 牧草導入費	三〇％以内	三、四〇〇	
			七、四〇〇	手労働、機械改良
			四、四〇〇	石灰四ト草地肥料含む いね科五〇、まめ科二

まれる養分総量（TDN）と同一量の養分  
総量を含有する米糠の購入額を越えないと  
認められる事等を条件としており

#### 3 補助対象項目および補助対象事業 の種類及び補助率と標準額前表の如し

以上が昭和三四年当時の高度集約牧野造  
成事業の概要ですが、その後名称も変り、  
採択基準や、採択条件、補助率（昭和三七  
年度は四五％）等も事業施行が容易なよう  
に改善されつつあり、更にまた府県段階の  
補助も（前記補助残額の資金措置云々）も  
あり（府県補助は一〇〜四〇％で県によつ  
て区々）県畜産課または市町村役場に照会  
される事が具体的に本事業の内容を把握出  
来ると思われます。

#### 二 またこの他にも草地造成を助長するた めの制度としては

1 農業近代化資金（昭和三六、法律二  
〇二号、同年政令三四六号）での草地造成  
（償還期一〇年、据置期間二年、利子年五  
分等）

2 農業改良資金制度の畜産技術導入の  
項での草地造成

○自給飼料栽培（二年償還、金利据置期  
間なし）  
○永年草地更新（三年償還、金利据置期  
間なし）

等もあり、兎に角、農業の成長部門の畜  
産振興のためには飼料基盤の整備が必要と  
いうことで、草地造成も従来の補助事業か  
ら昭和三十七年からは道路づくりと同様の公  
共事業に切替えられた部門もあり重要視さ  
れて来ており、種々な施策が計画されてお  
るようですから、絶えず県、市町村当局で  
お調べ下さい。